

薬生食輸発0316第2号  
令和2年3月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(エジプト産キンセンカのクロルピリホス、フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン、インド産コエンドロ(コリアンダー)の種子のトリアゾホス及び中国産おくらのヘキサコナゾール)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和2年3月11日付け薬生食輸発0311第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、エジプト産キンセンカのクロルピリホスについて、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、インド産コエンドロ(コリアンダー)の種子のトリアゾホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、中国産おくらのヘキサコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 3月16日	エジプト	キンセンカ( <i>Calendula officinalis</i> )及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロルピリホス	